

一般社団法人 G-motty 会員規約

1. 会員規約

一般社団法人 G-motty（以下「当法人」といいます）は、地図、ICT 及び様々なメディアを利用し、地域住民、地域企業、地域の大学等教育・研究機関と自治体等の行政機関が相互に連携し情報を収集及び発信するとともに、平常時から災害時の連続性を確保した地域情報を発信することで、住民の豊かな生活に資することを目的としています。

当法人への入会（地域会員・一般会員）を希望される皆さまにおかれては、こうした当法人の設立趣旨をご理解いただくとともに、この規約に記載する条件をご確認いただき、同意のうえで入会いただきますようお願いいたします。

第 1 条（目的）

この規約は、当法人への入会にあたって、必要な事項を定めることを目的とするものです。

第 2 条（登録手続き）

1. 当法人（甲）への入会を希望する個人・自治体・企業・団体（乙）は、所定の入会申込書を提出し、当法人の入会審査が終了した旨通知された時点で契約締結とみなします。

2. 乙は甲が規定する会費を甲が指定の口座に振り込むことで会員の登録が完了します。

ただし、自治体、教育機関については、当法人の入会審査が終了した時点で登録が完了します。

第 3 条（期間）

入会の期間は、入会の時期にかかわらず 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間となります。

ただし、期間満了日の 3 か月前までに、いずれの契約当事者からも異議のない場合には、本規約と同一の条件でさらに 1 年間更新されるものとし、その後も同様とします。

第 4 条（契約の登録情報）

1. 乙の登録情報は甲が所有するものとし、甲が運営上必要な協力者（個人及び法人）に対しては、甲の登録情報の管理・処理を委託できるものとし、

2. 乙は、本契約における登録情報に、いかなる虚偽の申告も行わないものとし、

3. 甲は、乙の登録情報に関して、乙の事前許諾なく開示できるものとし、

第 5 条（譲渡禁止等）

1. 乙は、本契約上の権利義務をいかなる理由があっても、営利目的での利用、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできなものとします。

第 6 条（契約解除）

1. 乙が契約解除を希望する場合には、所定の手続きを行うものとし、手続終了後に契約解除とします。

ただし、この場合、甲は乙に対して、いかなる理由を問わず、契約解除における会費の返還はしないこととします。

第 7 条（不保証）

甲は、本契約の締結により乙に対して、甲の運営の継続等を保証するものではありません。

第 8 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約は日本法に準拠し、日本の法令に従って解釈されるものとし、本規約に関する紛争その他の一切は福岡地方裁判所又は福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 9 条（本規約の変更）

1. 甲はいつでも必要に応じて本規約を変更できるものとし、

第 10 条（その他）

1. 乙は会員特典・金額の詳細を甲の提示する資料により確認するものとし、